

8 板ガラスの関連法規・規格

8
章

8-1 耐風圧・耐震設計、積雪荷重

8-1-1 外装材、帳壁の構造

外装材や帳壁は、風圧や地震などの外力によって脱落しないように、安全な構造とするよう定められています。

■建築基準法施行令第39条

- 1 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。
- 2 屋根ふき材、外装及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

■昭和46年1月29日建設省告示第109号

- 改正 昭和46年6月29日建設省告示1106号
改正 昭和48年1月22日建設省告示145号
改正 昭和53年10月20日建設省告示1622号
改正 平成3年1月21日建設省告示86号
改正 平成12年5月23日建設省告示1348号

建築基準法施行令第39条第2項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を次のように定める。

- 第1 屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 屋根ふき材は、荷重又は外力により、脱落又は浮き上がりを起こさないように、たるき、梁、けた、野地板、その他これらに類する構造部材に取り付けるものとすること。
 - 二 屋根ふき材及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合には、有効なさび止め又は防腐のための措置をすること。
 - 三 屋根瓦は軒及びけらばから2枚通りまでを1枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては1枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結し又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふくこと。
- 第2 外装材は次の各号に定めるところによらなければならない。

一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他のこれらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に緊結すること。

二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他の接着剤で下地に緊結すること。

第3 地階を除く階数が3以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一 帳壁及び支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することがないように構造耐力上主要な部分に取り付けること。

二 プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によってプレキャストコンクリート板を使用する帳壁及びその他の支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあっては、この限りでない。

三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本工業規格(以下「JIS」という。)A5524(ラスシート(角波亜鉛板ラス))－1994、JIS A5504(ワイヤラス)－1994又はJIS A5505(メタルラス)－1995にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。

四 帳壁としてガラス入りのはめごろし戸(網入ガラス入りのものを除く。)を設ける場合にあっては、硬化性のシリリング材を使用をしないこと。ただし、ガラスの落下による危害を防止するための措置が講じられている場合にあっては、この限りでない。

五 高さ31メートルを超える建築物(高さ31メートル以下の部分で高さ31メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分を除く。)の屋外に面する帳壁は、その高さの150分の1の層間変位に対して脱落しないこと。ただし、構造計算によって帳壁が脱落しないことを確かめた場合においては、この限りでない。

8-1-2 ガラスの耐震設計

1) 3階以上の建築物の場合

屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シリリング材を使用しないことを昭和53年10月20日建設省告示1622号によって規制されました。これは昭和53年2月と6月の宮城県沖地震によって、ガラスの破損・脱落など被害を受けたガラス窓のほとんどが、硬化性パテ止めのはめころし窓であったことによります。ただし、網入板ガラスの使用や、庇の設置などガラスの落下による危険防止が講じられていれば規制を受けません。

2) 地上高31mを超える建築物の場合

帳壁はその高さの1/150の層間変位に対しても脱落しないことが昭和46年1月29日建設省告示第109号(改正 平成12年5月23日建設省告示1348号)に定められています。

8-1-3 ガラスの耐風圧設計

建築物の屋外に面して板ガラスを用いる場合は、使用場所における設計風圧力を定め、その板ガラスの許容耐力が設計風圧力以上となるように、板ガラスの品種、厚さ、使用面積などを決定する必要があります。設計風圧力、板ガラスの許容耐力についての基準は平成12年5月31日建設省告示第1458号(改正 平成19年国土交通省告示第1231号)によります。

■建築基準法施行令第82条の4

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

■平成12年5月31日建設省告示第1458号

改正平成19年国土交通省告示第1231号

建築基準法施行令第82条の4の規定に基づき、屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める。

- 1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第82条の4に規定する屋根ふき材及び屋外に面する帳壁(高さ13メートルを超

8 板ガラスの関連法規・規格

る建築物(高さ13メートル以下の部分で高さ13メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分及び1階の部分又はこれに類する屋外からの出入口(専ら避難に供するものを除く。)を有する階の部分を除く。)の帳壁に限る。)の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 次の式によって計算した風圧力に対して安全上支障のこと。

$$W = \bar{q} \hat{C}_f$$

この式において、W、 \bar{q} 及び \hat{C}_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

W 風圧力(単位1平方メートルにつきニュートン)

\bar{q} 次の式によって計算した平均速度圧(単位1平方メートルにつきニュートン)

$$\bar{q} = 0.6 E_r^2 V_0^2$$

この式において、 E_r 及び V_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_r 平成12年建設省告示第1454号第1第2項に規定する E_r の数値。ただし、地表面粗度区分がⅣの場合においては、地表面粗度区分がⅢの場合における数値を用いるものとする。

V_0 平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速の数値

\hat{C}_f 屋根ふき材又は屋外に面する帳壁に対するピーク風力係数で、風洞試験によって定める場合のほか、次項又は第3項に規定する数値

二 帳壁にガラスを使用する場合には、第1号の規定により計算した風圧力が、当該ガラスの種類、構成、板厚及び見付面積に応じて次の表により計算した許容耐力を超えないことを確かめること。

単板ガラス 及び 合わせガラス	$P = \frac{300k_1 k_2}{A} \left(t + \frac{t^2}{4} \right)$
複層ガラス	構成するそれぞれのガラスごとに右(上)に掲げる式を適用して計算した値のうち、いずれか小さい数値

この式において、 P 、 k_1 、 k_2 、 A 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P ガラスの許容耐力(単位1平方メートルにつきニュートン)

k_1 ガラスの種類に応じて次の表に掲げる数値(合わせガラスの場合においては、構成するそれぞれのガラスの合計の厚さに対応した単板ガラスの数値又は構成するそれぞれのガラスの厚さに対応した k_1 の数値のうち、いずれか小さな数値とする。)

普通板ガラス	1.0
磨き板ガラス	0.8
フロート 板ガラス	8ミリメートル以下
	8ミリメートルを超え、12ミリメートル以下
	12ミリメートルを超え、20ミリメートル以下
	20ミリメートル超
倍強度ガラス	2.0
強化ガラス	3.5
網入、線入磨き板ガラス	0.8
網入、線入型板ガラス	0.6
型板ガラス	0.6
色焼付ガラス	2.0

k_2 ガラスの構成に応じて次の表に掲げる数値

単板ガラス	1.0
合わせガラス	0.75
複層ガラス	0.75(1+r³)

この表において、 r は、 P を計算しようとする複層ガラスのそれぞれのガラスの厚さに対する対向ガラス(複層ガラスとして対をなすガラスをいう。)の厚さの割合の数値(2を超える場合は、2とする。)を表すものとする。

A ガラスの見付面積(単位 平方メートル)

t ガラスの厚さ(合わせガラスにあっては中間膜を除いたそれぞれのガラスの厚さの合計の厚さとし、複層ガラスにあってはこれを構成するそれぞれのガラスの厚さとする。)(単位ミリメートル)

2 屋根ふき材に対するピーク風力係数は、次の各号に掲げる屋根の形式に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値とする。

一 切妻屋根面、片流れ屋根面及びのこぎり屋根面 イに規定するピーク外圧係数(屋外から当該部分を垂直に押す方向を正とする。以下同じ。)から口に規定するピーク内圧係数(屋内から当該部分を垂直に押す方向を正とする。以下同じ。)を減じた値とする。

イ ピーク外圧係数は、正の場合にあっては次の[表1]に規定するCpeに次の[表2]に規定するGpeを乗じて得た数値とし、負の場合にあっては次の[表3]に規定する数値とする。

□ ピーク内圧係数は、次の[表6]に規定する数値とする。

二 円弧屋根面 イに規定するピーク外圧係数から口に規定するピーク内圧係数を減じた値とする。

イ ピーク外圧係数は、正の場合にあっては次の[表4]に規定するCpeに次の[表2]に規定するGpeを乗じて得た数値とし、負の場合にあっては次の[表5]に規定する数値とする。

□ ピーク内圧係数は、次の[表6]に規定する数値とする。

三 独立上家 平成12年建設省告示第1454号第3に規定する風力係数に、当該風力係数が零以上の場合にあっては次の[表2]に、零未満の場合にあっては次の[表7]にそれぞれ規定するGpeを乗じて得た数値とすること。

3 屋外に面する帳壁に対するピーク風力係数は、第1号に規定するピーク外圧係数から第2号に規定するピーク内圧係数を減じた値とする。

一 ピーク外圧係数は、正の場合にあっては次の[表8]に規定するCpeに次の[表9]に規定するGpeを乗じて得た数値とし、負の場合にあっては次の[表10]に規定する数値とすること。

二 ピーク内圧係数は、[表11]に規定する数値とすること。

[表1] 切妻屋根面、片流れ屋根面及びのこぎり屋根面の正のCpe

θ	10度	30度	45度	90度
Cpe	0	0.2	0.4	0.8

この表において、 θ は、表3の図中に掲げる θ とする。また、この表に掲げる θ の値以外の θ に応じたCpeは、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とし、 θ が10度未満の場合にあっては当該係数を用いた計算は省略することができる。

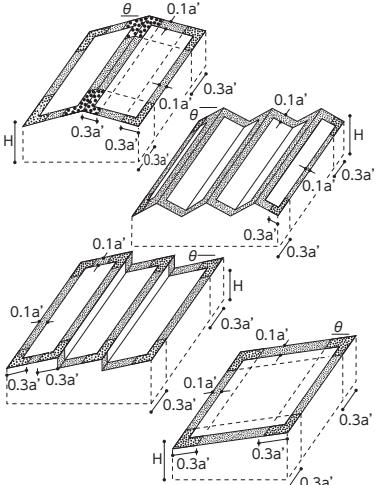
[表2] 屋根面の正圧部のGpe

H 地表面 粗度分 別	(1) 5以下の場合	(2) 5を超え、40未満の場合	(3) 40以上の場合
I	2.2	(1) と (3) とに掲 げる数値を直線的 に補間した数値	1.9
II	2.6		2.1
III及びIV	3.1		2.3
この表において、Hは、建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)を表すものとする。			

[表3] 切妻屋根面、片流れ屋根面及びのこぎり屋根面の負のピーク外圧係数

部位	θ 10度以下 の場合	20度	30度以上 の場合
□の部位	マイナス2.5	マイナス2.5	マイナス2.5
▨の部位	マイナス3.2	マイナス3.2	マイナス3.2
▩の部位	マイナス4.3	マイナス3.2	マイナス3.2
▩▩の部位	マイナス3.2	マイナス5.4	マイナス3.2

この表において、部位の位置は、左(下)図に定めるものとする。また、表に掲げるθの値以外のθに応じたピーク外圧係数は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とし、θが10度以下の切妻屋根面については、当該θの値における片流れ屋根面の数値を用いるものとする。



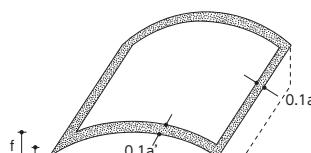
この図において、H、θ及びa'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)
θ 屋根面が水平面となす角度(単位 度)
a' 平面の短辺長さとHの2倍の数値のうちいちれか小さな数値(30を超えるときは、30とする。)(単位 メートル)

[表5] 円弧屋根面の負のピーク外圧係数

■の部位	マイナス2.5
▨の部位	マイナス3.2

この表において、部位の位置は、左(下)図に定めるものとする。



この図において、H、d、h、f及びa'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)
d 円弧屋根面の張り間方向の長さ(単位 メートル)
h 軒の高さ(単位 メートル)
f 建築物の高さと軒の高さとの差(単位 メートル)
a' 平面の短辺の長さとHの2倍の数値のうちいちれか小さな数値(30を超えるときは、30とする。)(単位 メートル)

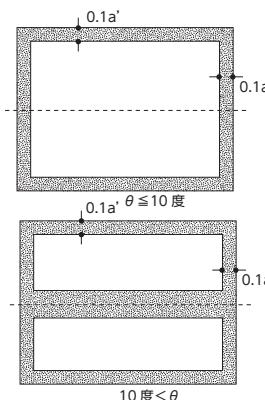
[表6] 屋根面のピーク内圧係数

閉鎖型の建築物	ピーク外圧係数が零以上の場合 マイナス0.5 ピーク外圧係数が零未満の場合 0
開放型の建築物	風上開放の場合 1.5 風下開放の場合 マイナス1.2

[表7] 独立上の家のGpe(平成12年建設省告示第1454号第3に規定する風力係数が零未満である場合)

■の部位	3.0
▨の部位	4.0

この表において、部位の位置は、左(下)図に定めるものとする。



[表9] 帳壁の正圧部のGpe

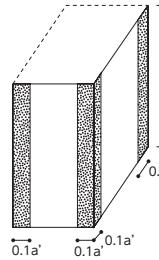
Z 地表面粗度区分	(1) 5以下の場合	(2) 5を超え、40未満の場合	(3) 40以上の場合
I	2.2	(1)と(3)とに掲げ る数値を直線的 に補間した数値	1.9
II	2.6	(1)と(3)とに掲げ る数値を直線的 に補間した数値	2.1
III及びIV	3.1	(1)と(3)とに掲げ る数値を直線的 に補間した数値	2.3

この表において、Zは、帳壁の部分の地盤面からの高さ(単位 メートル)を表すものとする。

[表10] 帳壁の負のピーク外圧係数

H 部位	(1) 45以下の場合	(2) 45を超え、60未満の場合	(3) 60以上の場合
□の部位	マイナス1.8	(1)と(3)とに掲げ る数値を直線的 に補間した数値	マイナス2.4
▨の部位	マイナス2.2	(1)と(3)とに掲げ る数値を直線的 に補間した数値	マイナス3.0

この表において、部位の位置は、左(下)図に定めるものとする。



この図において、H及びa'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)
a' 平面の短辺の長さとHの2倍の数値のうちいちれか小さな数値(30を超えるときは、30とする。)(単位 メートル)

[表11] 帳壁のピーク内圧係数

閉鎖型の建築物	ピーク外圧係数が零以上の場合 マイナス0.5
	ピーク外圧係数が零未満の場合 0
開放型の建築物	風上開放の場合 1.5 風下開放の場合 マイナス1.2

設計風圧力を計算するために必要なEの数値を算出する方法並びにV0の数値を定める基準は、平成12年5月31日建設省告示第1454号によります。

■平成12年建設省告示第1454号

建築基準法施行令第87条第2項及び第4項の規定に基づき、Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)

第87条第2項に規定するEの数値は、次式によって算出するものとする。

$$E = E_r^2 G_f$$

この式において、E_r及びG_fは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_r 次項の規定によって算出した
平均風速高さ方向の分布を表
す係数

G_f 第3項の規定によって算出し
たガスト影響係数

[表4] 円弧屋根面の正のCpe

$\frac{f}{d}$	0.05	0.2	0.3	0.5以上
0	0.1	0.2	0.3	0.6
0.5以上	0	0	0.2	0.6

この表において、f、d及びhは、表5中の図に規定するf、d及びhとする。また、表に掲げるf/d及びh/d以外の当該比率に対応するCpeは、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とし、f/dが0.05未満の場合にあっては、当該係数を用いた計算は省略することができる。

この図において、θ及びa'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ 屋根面が水平面となす角度(単位 度)
a' 平面の短辺の長さとHの2倍の数値のうちいちれか小さな数値(30を超えるときは、30とする。)(単位 メートル)

[表8] 帳壁の正のCpe

Hが5以下の場合	1.0	
Hが5を超える場合	Ζが5以下の場合	$(\frac{5}{H})^{2\alpha}$
	Ζが5を超える場合	$(\frac{Ζ}{H})^{2\alpha}$

この表において、H、Ζ及びαは、それぞれ次の数値を表すものとする。

H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)
Ζ 帳壁の部分の地盤面からの高さ(単位 メートル)
α 平成12年建設省告示第1454号第1第3項に規定する数値(地表面粗度区分がⅣの場合にあっては、地表面粗度区分がⅢの場合における数値を用いるものとする。)

8 板ガラスの関連法規・規格

- 2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる表によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならない。

HがZb以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Zb}{Z_G} \right)^\alpha$																									
HがZbを超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_G} \right)^\alpha$																									
この表において、 E_r 、 Zb 、 Z_G 、 α 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。 E_r 平均風速の高さ方向の分布を表す係数 Zb 、 Z_G 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地表面粗度区分</th> <th>Zb(単位メートル)</th> <th>Z_G(単位メートル)</th> <th>α</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政が規則で定める区域</td> <td>5</td> <td>250</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>都市計画区域外にあって地表面粗度区分Iの区域以外の区域(建築物の高さが13メートル以下の場合を除く。) 又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1,500メートル以上に限る。以下同じ。)までの距離が500メートル以内の地域(ただし、建築物の高さが13メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200メートルを超えて、かつ、建築物の高さが31メートル以下である場合を除く。)</td> <td>5</td> <td>350</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>地表面粗度区分I、II又はIV以外の区域</td> <td>5</td> <td>450</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政が規則で定める区域</td> <td>10</td> <td>550</td> <td>0.27</td> </tr> </tbody> </table>			地表面粗度区分	Zb (単位メートル)	Z_G (単位メートル)	α	I	都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政が規則で定める区域	5	250	0.10	II	都市計画区域外にあって地表面粗度区分Iの区域以外の区域(建築物の高さが13メートル以下の場合を除く。) 又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1,500メートル以上に限る。以下同じ。)までの距離が500メートル以内の地域(ただし、建築物の高さが13メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200メートルを超えて、かつ、建築物の高さが31メートル以下である場合を除く。)	5	350	0.15	III	地表面粗度区分I、II又はIV以外の区域	5	450	0.20	IV	都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政が規則で定める区域	10	550	0.27
	地表面粗度区分	Zb (単位メートル)	Z_G (単位メートル)	α																						
I	都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政が規則で定める区域	5	250	0.10																						
II	都市計画区域外にあって地表面粗度区分Iの区域以外の区域(建築物の高さが13メートル以下の場合を除く。) 又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1,500メートル以上に限る。以下同じ。)までの距離が500メートル以内の地域(ただし、建築物の高さが13メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200メートルを超えて、かつ、建築物の高さが31メートル以下である場合を除く。)	5	350	0.15																						
III	地表面粗度区分I、II又はIV以外の区域	5	450	0.20																						
IV	都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政が規則で定める区域	10	550	0.27																						
H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)																										

以下、第二、第三省略

8-1-4 積雪荷重

積雪荷重の計算は建築基準法施行令第86条および平成12年建設省告示第1455号によります。

■建築基準法施行令第86条

積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。

- 2 前項に規定する積雪の単位荷重は、積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつき二十二ニュートン以上としなければならない。ただし、特定行政は、規則で、国土交通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。
- 3 第一項に規定する垂直積雪量は、国土交通大臣が定める基準に基づいて特定

行政庁が規則で定める数値としなければならない。

- 4 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾こう配が六十度以下の場合においては、その勾こう配に応じて第一項の積雪荷重に次の式によつて計算した屋根形状係数(特定行政が屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則でこれと異なる数値を定めた場合においては、その定めた数値)を乗じた数値とし、その勾こう配が六十度を超える場合においては、零とすることができる。

$$\mu b = \sqrt{\cos (1.5 \beta)}$$

(この式において、 μb 及び β は、

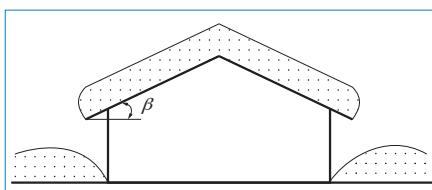
それぞれ次の数値を表すものとする。

μb 屋根形状係数

β 屋根勾こう配(単位 度))

- 5 屋根面における積雪量が不均等となるおそれのある場合においては、その影響を考慮して積雪荷重を計算しなければならない。
- 6 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が一メートルを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を一メートルまで減らして計算することができる。

- 7 前項の規定により垂直積雪量を減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。



屋根勾配 β	$\beta \leq 60^\circ$	$\beta > 60^\circ$
屋根形状係数 μb	$\mu b = \sqrt{\cos (1.5 \beta)}$	0

●屋根勾配による低減

■平成12年建設省告示第1455号

建築基準法施行令第86条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)

第八十六条第二項ただし書に規定する多雪区域を指定する基準は、次の各号のいずれかとする。

- 第二の規定による垂直積雪量が一メートル以上の区域
- 二 積雪の初終間日数(当該区域中の積雪部分の割合が二分の一を超える状態が継続する期間の日数をいう。)の平年値が三十日以上の区域

第二 令第八十六条第三項に規定する垂直積雪量を定める基準は、市町村の区域(当該区域内に積雪の状況の異なる複数の区域がある場合には、それぞれの区域)について、次に掲げる式によつて計算した垂直積雪量に、当該区域における局所的地形要因による影響等を考慮したものとする。ただし、当該区域又はその近傍の区域の気象観測地点における地上積雪深の観測資料に基づき統計処理を行う等の手法によって当該区域における五十年再現期待値(年超過確率が二パーセントに相当する値をいう。)を求めることができる場合には、当該手法によることができる。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

(この式において、 d 、 ls 、 rs 、 α 、 β 及び γ はそれぞれ次の数値を表すものとする。)

d 垂直積雪量(単位 メートル)

α 、 β 、 γ 区域に応じて別表の当該各欄に掲げる数値

ls 区域の標準的な標高(単位 メートル)

rs 区域の標準的な海率(区域に応じて別表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)

■平成30年国土交通省告示第80号「改正告示」

一定規模の勾配屋根について、積雪後の降雨も考慮して建築基準法における積雪荷重を強化するため、平成30年1月15日「改正告示」が公布された。「改正告示」の内容は次の通り。下記の条件のいずれにも該当する建築物には、

構造計算において用いる積雪荷重に積雪後の降雨を考慮した割増係数 α を乗じる。

<建物条件>

- ・多雪区域以外の区域にある建築物で垂直積雪量が15cm以上の区域に限る
- ・以下の屋根を有する建築物
- ・大スパン(棟から軒までの長さが10m以上)・緩勾配(15度以下)
- ・屋根重量が軽い(屋根版が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造でないもの)

$$W_s = \alpha (\mu b \cdot w \cdot d \cdot 100 \cdot R) \quad \dots \dots \dots (1)$$

$$\alpha = 0.7 + \sqrt{\frac{d_r}{\mu b \cdot d}} \quad \dots \dots \dots \dots \dots (2)$$

ここで、

W_s : 積雪荷重[N/m²]

α : 割増係数[-] (1.0未満の場合は1.0)

μb : 令第86条第4項に規定する屋根形状係数[-]

w : 単位積雪荷重[N/(m²·cm)]

d : 令第86条第1項に規定する垂直積雪量[m] (再現期間50年)

R : 再現期間係数[-]

d_r : 特定緩勾配屋根部分の最上端から最下端までの水平投影の長さ及び屋根勾配に応じて、表1に掲げる数値[m]

ただし、表1に掲げる最上端から最下端までの水平投影の長さ及び屋根勾配の数値以外の当該数値に応じた d_r は、表1に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

[表1] d_r の値

最上端から最下端までの水平投影の長さ[m]	屋根勾配[°]	d_r の数値[-]
10	2以下の場合	0.05
	15	0.01
50以上	2以下の場合	0.14
	15	0.03

トップライトのガラスに作用する荷重は風荷重(短期荷重)、積雪荷重(長期荷重)、およびガラス自重(長期荷重)ですが、これらの荷重が同時に作用する場合について検討する必要があります。荷重の組み合わせと強度検討方法をP58に示します。

※各種板ガラスの耐風圧検討、トップライトの強度検討は、弊社ホームページからご利用いただけます。

[https://glass-wonderland.jp/
architectural-glass/simulation/](https://glass-wonderland.jp/architectural-glass/simulation/)